

平成29年度補正予算に係る個別公共事業の評価書

平成30年2月1日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成29年8月31日最終変更）に基づき、個別公共事業についての新規事業採択時評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成29年度補正予算に係る評価として、新規事業採択時評価7件の評価結果をとりまとめた。事業種別ごとの担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。なお、補助事業等については、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後に評価結果を公表する予定である。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載している。

事業評価カルテ(<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html)

事業種別ごとの担当大臣政務官は下表のとおり。

事業種別	担当大臣政務官
【公共事業】	
都市公園等事業	築 和夫
【その他施設費】	
船舶建造事業	高橋 克法
海上保安官署施設整備事業	高橋 克法

<評価の手法等>

別添1

事業名 ()内は 方法を示す。*	評価項目		評価を行う過程 において使用 した資料等	担当部局	
	費用便益分析				
	費用	便益			
都市公園等事業 (TCM、効用関数法、CVM)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設費 ・維持管理費 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康、レクリエーション空間としての利用価値 ・環境の価値 ・防災の価値 ・その他の効果 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画への位置付け ・安全性の向上 ・地域の活性化 ・福祉社会への対応 ・都市環境の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査結果 	都市局

事業名	評価項目	評価を行う過程 において使用 した資料等	担当部局
海上保安官署施設整備事業	評価対象事業について、右のような要素ごとに、評価指標により評点方式で評価するとともに、その他の要素も含め総合的に評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の必要性 ・事業計画の合理性 ・事業計画の効果 	海上保安庁
船舶建造事業 <巡視船艇>	評価対象を整理した上で、右のような海上保安業務需要ごとに、事業を実施した場合(with)、事業を実施しなかった場合(without)それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。	<ul style="list-style-type: none"> <巡視船艇> ・海洋権益の保全 ・治安の確保 ・海難救助・海上交通安全の確保 ・海上防災・海洋環境の保全 	海上保安庁

※効果把握の方法

TCM(トラベルコスト法)

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

効用関数法

評価対象社会資本について、整備を行った場合と行わなかった場合の周辺世帯の持つ望ましさ(効用)の違いを貨幣価値に換算することで評価する方法。

平成29年度補正予算に係る新規事業採択時評価について
(平成30年2月時点)

【公共事業関係費】

事業区分		新規事業採択箇所数
都市公園等事業	直轄事業	1
合計		1

【その他施設費】

事業区分		新規事業採択箇所数
船舶建造事業		1
合計		1

○政府予算案の閣議決定時に個別箇所では予算決定された事業(平成29年8月に評価結果を公表済みの事業)

事業区分		新規事業採択箇所数
船舶建造事業		4
海上保安官署施設整備事業		1
合計		5

総計		7
----	--	---

平成29年度補正予算に係る新規事業採択時評価結果一覧
(平成30年2月時点)

【公共事業関係費】

【都市公園等事業】
(直轄事業等)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価	担当課 (担当課長名)
明治記念大磯邸園 (仮称)整備事業 関東地方整備局	24	平成29年11月21日の閣議決定に基づき、「明治150年」関連施策の一環として、国と地方公共団体との連携の下、明治記念大磯邸園(仮称)を整備することにより、歴史的遺産である旧伊藤博文邸等を中心とした建物群及び緑地の一体的、有機的な保存・活用を図り、明治期の立憲政治の確立等に貢献した先人の業績等を次世代に遺すことができる。	都市局 公園緑地・景観課 (課長 町田 誠)

・総事業費の欄は、平成29年度補正予算額を記載している。総事業費については、平成30年度以降に必要となる費用と合わせ、地方公共団体等と調整後に見直しを行う。

【その他施設費】

【船舶建造事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理費 (億円)	評 価	担当課 (担当課長名)
大型巡視艇（23m型） 2隻建造 海上保安庁	18	6.1	整備しようとする大型巡視艇（23m型）は、災害対応能力、速力、操縦性能、夜間監視・探証能力等が強化されており、海上交通の安全確保及び大規模災害発生時の救援物資搬送等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)

・供用後の維持管理費は、各耐用年数にかかる費用を現在価値化したものである。

○政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算決定された事業（平成29年8月に評価結果を公表済みの事業）

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理費 (億円)	評 価	担当課 (担当課長名)
ヘリコプター1機搭載型巡視船（PLH型） 1隻建造 海上保安庁	197	97	整備しようとするPLH型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、規制・制圧能力、意思伝達能力、情報共有能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)
大型巡視船（PL型） 1隻建造 海上保安庁	68	35	整備しようとするPL型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、規制・制圧能力、意思伝達能力、情報共有機能等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)
大型巡視艇（30m型） 2隻建造 海上保安庁	31	18	整備しようとする大型巡視艇（30m型）は、追跡捕捉能力、夜間監視・探証能力等が強化されており、我が国周辺海域における海洋権益保全等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)
小型巡視艇（CL型） 1隻建造 海上保安庁	4.8	2.5	整備しようとするCL型巡視艇は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視探証能力等を有していることから、港及び周辺海域における治安の確保、海難救助等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)

・供用後の維持管理費は、各耐用年数にかかる費用を現在価値化したものである。

・政府予算案の閣議決定により、平成28年8月に公表した内容等に一部変更が生じている。

【海上保安官署施設整備事業】

○政府予算案の閣議決定時に個別箇所です算決定された事業（平成29年8月に評価結果を公表済みの事業）

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理費 (億円)	評 価			その他	担当課 (担当課長名)
			事業計 画の必 要性	事業計 画の合 理性	事業計 画の効 果		
千歳航空基地の施設 整備（燃料給油施設 の整備） 海上保安庁	1.8	0.25	100	100	121	航空機の運航に必要な「燃料給油施設」を整備することで、海上保安体制を強化することができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 中村 良勇)

- ・事業計画の必要性－既存施設の老朽・狹隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標
 - ・事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標
 - ・事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標
- ※採択要件：事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上
- ・供用後の維持管理費は50年間に掛かる費用を現在価値化したものである。